

## 一般社団法人日本ロボット学会 フェロー選任規程

2011年3月29日理事会制定

2011年11月15日理事会改訂

### (目的)

第1条 本規程は一般社団法人日本ロボット学会（以下、本会と略す）のフェロー選任に関わる事項を定めるものである。

### (授与の対象)

第2条 本会は、本会の管掌する学術技術分野の発展に顕著な貢献をした正会員、もしくは本会の運営発展に顕著な貢献をした正会員に対し、フェローの称号を授与する。

### (候補者推薦)

第3条 フェロー候補者を推薦しようとする者は、本会の正会員でなければならない。

第4条 フェロー候補者を推薦しようとする者は、別に定める推薦書を作成し、他に2名の正会員の賛同を得て、毎年度11月末までにフェロー選考委員会に提出するものとする。

### (選考委員会)

第5条 フェローの選定に際しては、本会会長を委員長とし、5名を下回らない委員からなる選考委員会を設置し、推薦されたフェロー候補者の審議にあたるものとする。

### (定数)

第6条 フェロー選考委員会は、推薦書に記載された事項をもとに慎重な審議を行い、毎年15名を越えない範囲で最終候補者を選定するものとする。ただし候補者が推薦されない場合もしくは候補者に適任者がいない場合は選任には及ばない。

### (決定)

第7条 フェロー選考委員会は年度末の理事会に最終候補者を提案し、理事会での最終決定をもってフェロー選任の手順とする。

### (顕彰)

第8条 選任されたフェローについては、本会の学術講演会もしくは総会において顕彰し、会員に周知するものとする。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

### 附則

1. 本規程は2011年3月29日より実施する。
2. 本規程は2011年11月15日より改訂実施する。